

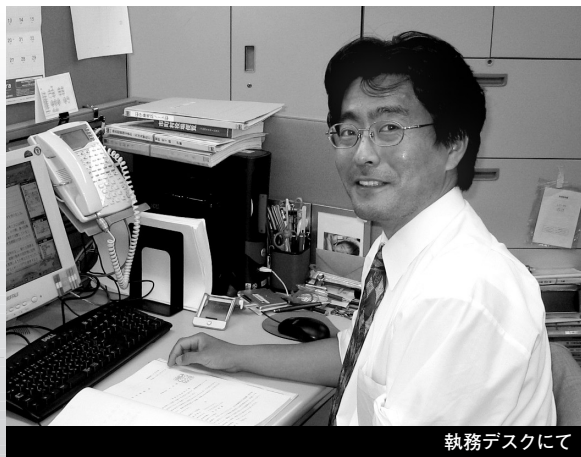
私のプロボノ活動

公設事務所勤務弁護士

「市民の駆け込み寺」での雑感

会員

伊藤 方一



執務デスクにて

都市型公設事務所

2002年6月に誕生した、東京弁護士会の都市型公設事務所「東京パブリック法律事務所」は、さまざまな課題を抱えているが、社会的・経済的要因により、裁判・弁護士へのアクセスが困難な市民に対する法的支援＝「市民の駆け込み寺」となる！という部分が私よりもっと深く関わっている課題である。

私は、1998年に弁護士となり、弁護士へのアクセス障害の解消に関心があって、いわゆる「一見さん」の事件にも積極的に取り組むという事務所に入れていただき、弁護士会の法律相談センター運営委員会にも参加してきた。

霞が関という場所は、弁護士の側が思っている以上に近寄りやすい場所のようである。また、市民の悩みには法的には解決困難なものも存在するが、法的解決がふさわしいのに弁護士の費用が負担できない、経済的に引き合わない、というものもたくさん存在する。そうした事件も結構頑張って引き受けていたつもりであったが、個人的な努力にも限界を感じていた。そうしたことから、東京パブリックに参加してみようと思ったのだった。

法律扶助

やはり、「駆け込み寺」と言い切ってしまった以上は、覚悟していたとおそらくさんの市民に「駆け込ん」でもらっている。事務所のすぐそばに扶助協会があるため、法律扶助を気軽に利用することができるのが当事務所の強みである。ただ、事件あたりの援助額が低いのが問題であるように思う。今後、司法のアクセス障害が解消される方向に進めば、扶助事件が増加することは容易に想像でき、個々の弁護士が担当する扶助事件の数も増えることは間違いない。そのときに、

現在の支出基準が正当なのか、今後の課題になるであろう。

すすむ？格差

「市民の駆け込み寺」にいて驚いたことは、所得の低い人の多さである。昔のことは直接知らないで、比較論は成り立たないが、打ち合わせの時間がとれないほど毎日遅くまで働いているのに、日々生活するだけで精一杯で全く貯蓄のできない人がたくさんいるのだ。規制を緩和して競争を奨励するのはいいが、労働関係法規を遵守しないなどルールを守れないものが競争に参加するのでは、真っ当な競争にならないと思う。

消費者金融

生活費ぎりぎりの生活をしている人に借金をするなというのも不可能を強いているように感じる。かといって、借金をすればその返済のためにアリ地獄である。2006年1月13日、最高裁がみなし弁済に関する画期的判決を出して以来、いわゆるグレーゾーン金利問題が取りざたされるようになったが、利息制限法の利息でも返済は厳しい人は多い。1か月の家計の収支を書いてもらって点検しても、削るところが見つからない。その人の能力の問題なのか。そうは思えない人もたくさんいる。

よろこび

借金苦から立ち直った依頼者から時々手紙を頂く。また借金していないか一寸心配するが、大丈夫。ちゃんとやっています、などと書いてある。そうしたささやかな喜びを糧に、多種多様な分野で活躍する優秀なメンバーと共に、駆け込んでくる市民の悩み事と日々格闘しているのである。